まこすかしきょういくいいんかい 横須賀市教育委員会における障害を理由とする差別の解消の推進に関する たいおうようりょう 対応要領

(目的)

第1条 この要領は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法 1条 この要領は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法 1条 65号。以下「法」という。) 第10条第1項の規定に基づき、また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(平成27年2月24日閣議決定)に即して、法第7条に規定する事項に関し、教育委員会に属する職員(以下「職員」という。) が適切に対応するために必要な事項を定めるものとする。

でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはな

(合理的配慮の提供)

第3条 職員は、法第7条第2項の規定のとおり、その事務又は事業を行うに当たり、
にようがしまから現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合
において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害する
こととならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的
障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮(以下「合理的配慮」という。)の
でいきよう
提供をしなければならない。これに当たり、職員は、別紙に定める留意事項に留意するものとする。

(管理監督者の責務)

- 第4条 職員のうち、課長職(学校(幼稚園を含む。)においては校長(園長を含む。))
 以上の地位にある職員(以下「管理監督者」という。)は、障害を理由とする差別
 の解消を推進するため、次に掲げる事項を実施しなければならない。
- (1) 日常の執務を通じた指導等により、障害を理由とする差別の解消に関し、その かんりまた かんとくするしょくいん ちゅうい かんき 管理又は監督する職員の注意を喚起し、障害を理由とする差別の解消に関する 認識を深めさせること。
- (3) 合理的配慮の必要性が確認された場合、その管理し、又は監督する職員に対して、 こうりてきはいりようでいきょうできまった場合、その管理し、又は監督する職員に対して、 こうりてきはいりようできまった。

ちょうかいしょぶんなど (懲戒処分等)

第5条 職員は、障害者に対し不当な差別的取扱いを行い、又は過重な負担がないに かかわらずごうりてきばいりょうなではよう も関わらず合理的配慮の不提供をした場合、その態様等によっては、懲戒処分等に がされることがあることに留意しなければならない。

(相談体制の整備)

- 第6条 職員による障害を理由とする差別に関し、障害者及びその家族その他の がかけいした 関係者からの相談等については、当該職員が所属する課等のほか、教育委員会 しむきょくきょういくそうながそうなか 事務局教育総務部総務課において対応し、必要に応じて充実を図るよう努めるもの とする。
- 3 第1項の相談窓口に寄せられた相談等は、事実確認したうえで、相談対象事案が

あると認めるときは、必要に応じ、相談者のプライバシーに配慮しつつ関係者間で にようほうきょうゆう はかり すみやか ぜせいそ ちおょびさいはつぼうしさくとう とる 情報共有を図り、速やかに是正措置及び再発防止策等を採ることとし、以後の相談 等において活用することとする。

(研修及び啓発)

- 第7条 教育委員会において、障害を理由とする差別の解消の推進を図るため、 はよくいん たいし ひつよう けんしゅうおよびけいはつ おこなう 職員に対し、必要な研修及び啓発を行うものとする。
- 3 職員に対し、障害の特性を理解させるとともに、障害者に適切に対応するため でもようがいと できょう たいおう できょう たいおう できょう たいおう できょう たいおう に必要なガイドブックの活用等により、意識の啓発を図る。

新り

この要領は、平成29年2月1日から施行する。